

平成23年第4回砂川市議会定例会

平成23年12月5日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 23年 3定 平成22年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第 9号 て
23年 3定 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
議案第10号 ることについて
23年 3定 平成22年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め
議案第11号 ことについて
23年 3定 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求め
議案第12号 ることについて
23年 3定 平成22年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
議案第13号 とについて
23年 3定 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求
議案第14号 めることについて
23年 3定 平成22年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めること
議案第15号 について
- 日程第 6 議案第 2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
議案第 3号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例の一部を
改正する条例の制定について
議案第 4号 砂川市永く住まい（住宅改修）助成条例の一部を改正する
条例の制定について
議案第 5号 砂川市まちなか住まい等（住宅建設又は購入）促進条例の
一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 砂川地区広域消防組合理約の変更について

議案第 6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について

議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算

[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

小黒 弘議員

水島美喜子議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月 5日 3日間

至 12月 7日

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 23年 3定 平成22年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第 9号

23年 3定 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第10号

23年 3定 平成22年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定めることについて
議案第11号

23年 3定 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を定めることについて
議案第12号

23年 3定 平成22年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第13号

23年 3定 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を定めることについて
議案第14号

23年 3定 平成22年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めることについて
議案第15号

日程第 6 議案第 2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する

条例の制定について

議案第 5号 砂川市まちなか住まい等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川地区広域消防組合理約の変更について

議案第 6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について

議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算

[予算審査特別委員会]

○出席議員（14名）

議 長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議 員	一ノ瀬 弘 昭 君	議 員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美喜子 君
	多比良 和 伸 君		増 田 吉 章 君
	土 田 政 己 君		小 黒 弘 君
	北 谷 文 夫 君		尾 崎 静 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己

市立病院事務局長	小 俣 憲 治
市立病院事務局審議監	佐 藤 進
市立病院事務局審議監	氏 家 実
総務課長	古 木 信 繁
広報広聴課長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	加 茂 谷 和 夫
事務局主幹兼庶務係長	佐 々 木 純 人
議 事 係 長	吉 川 美 幸

○議長 東 英男君 おはようございます。開会前に10月1日付で高橋仁美氏が砂川市教育委員会委員長に、同月3日付で其田晶子氏が砂川市選挙管理委員会委員長に就任され、今定例会から説明員として出席しておりますので、ご紹介をし、ごあいさつをいただきます。

(教育委員長挨拶)

(選挙管理委員会委員長挨拶)

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成23年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、小黑弘議員及び水島美喜子議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりでございます。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月7日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

1ページ、総務部総務課の関係では、2点目の砂川市地域防災訓練の実施について、10月2日、石山中学校において、大地震が発生したことを想定して地域防災訓練を開催し、市及び消防、警察、石山中学校を避難所に指定している町内会等から約180名が参加し

たところであります。当日は雨天のため、予定していた内容を変更し、救急訓練、炊き出し訓練等を実施したところであります。

次に、3点目の東日本大震災義援金について、義援金受け付け状況は9月6日から11月30日まで4件、10万5,681円となっているところであります。

次に、2ページ、広報広聴課の関係では、2点目の市長と“すながわ”を語ろうについて、10月4日、地域交流センターゆうにおいて「施設見学会」の参加者14人と、11月4日には市長室において「砂川市食生活改善協議会」の役員12人とそれぞれ意見交換を行ったところであります。

次に、4点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月15日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、6点目の第19回国勢調査の確定値について、10月26日、北海道より平成22年10月1日を調査期日として実施された国勢調査の北海道分確定値が発表され、本市の世帯数は8,415世帯で前回の平成17年と比べ66世帯の増、総人口は1万9,056人で前回と比べ1,012人の減となったところであります。

次に、3ページ、7点目の砂川市政功労者表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて特別功労者2名、市政功労者7名の表彰及び永住功労者93名、高額寄附5名、1社に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、4ページ、まちづくり協働課の関係では、1点目の町内会実態調査について、7月15日から9月29日まで町内会の現状を把握し、今後の協力・連携体制や支援策のほか、協働のまちづくりにかかわる方策等を検討するために、市内88町内会を対象に町内会実態調査を実施したところであります。

次に、6ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動の推進について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、9月21日、砂川市民を交通事故から守る一斉旗の波街頭啓発を団体、個人など202名の参加により実施したところであります。

次に、7ページ、14点目のごみ分別区分の変更について、家庭ごみのうち「燃やせないごみ」に区分していたスプレー缶及び「燃やせるごみ」に区分していたライターについて、収集時における火災などの危険を回避するため、平成24年4月より「危険ごみ」として区分することとし、住民周知を行っていくこととしたところであります。

次に、8ページ、社会福祉課の関係では、1点目のファミリーサポートセンター協力会員の募集及び講習会について、来年1月からの事業開始に向けて会員を募集した結果、協力会員7名、依頼会員2名の登録があったところであり、10月21日から11月24日までに協力会員を対象に子育てに関する知識、技術の向上を図るため5日間の講習会を開催したところあります。なお、依頼会員については、今後とも随時募集を行うところあります。

次に、9ページ、介護福祉課の関係では、3点目の砂川市老人保健医療福祉推進協議会の開催について、11月17日、第5期砂川市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の計画骨子等について協議したところであります。

次に、11ページ、経済部商工労働観光課の関係では、4点目の砂川市中心市街地活性化協議会について、(1)にすながわスイートロード事業に関して掲載してございますが、(イ)の道新ぶんぶんクラブスイートロードツアーでは、10月13日、19日の2回、バスツアーが実施され、参加者はすながわスイートロード協議会員の案内で市内を回りショッピングなどを楽しまれたところであります。

次に、12ページ、5点目の無料観光サイクリング用自転車事業について、9月14日、オアシスパークの眺望のよさを生かした新たな体験型観光である無料観光サイクリング用自転車事業を開始し、10月30日までに51名の利用があったところであります。また、10月24日には自転車収納用の車庫をオアシスパーク敷地内に設置したところであります。

次に、13ページ、12点目のメガソーラー施設建設候補地の提案について、太陽光発電施設による電力供給事業に参入する企業に対し、北海道では施設誘致を表明し、市町村に対し候補地を募っているところであり、道央砂川工業団地を建設候補地として、空知総合振興局を通じてカナディアンソーラージャパン株式会社へ提案書を提出したところであります。

次に、18ページ、建設部下水道課の関係では、4点目の北光袋地地区の給水の切りかえについて、10月31日、北光袋地地区の水道水は、西空知広域水道企業団から給水を受けるため切りかえ工事を行い、10日間の試験通水期間を経て11月11日から正式な給水を開始したところであります。

次に、19ページ、市立病院の関係では、2点目の精神病床数について、10月28日より診療体制の充実並びに向上を図るため、精神病床を103床から88床へ変更したところであります。

次に、3点目の南館開院記念式及び開院について、10月28日、南館の記念すべき節目となる開院日に当たり、診療受け付け開始前に開院記念式を挙行し、開院したところであります。

次に、4点目の病院祭について、11月6日、地域住民との触れ合いを深め、信頼され期待される病院を目指すため、第1回病院祭を開催したところであります。病院祭では、南館開院記念講演会、クラシックミニ演奏会、赤ちゃんハイハイ競争などのイベントや白衣の体験、顕微鏡による血液等の観察、葉に関する相談や模擬調剤の体験、南館の見学会などを実施し、約1,100名が来場したところであります。

以上申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の砂川中学校公開研究会の開催についてであります。11月2日、学校課題の解決と生徒への指導力の向上を目指して、公開研究会を砂川中学校において開催いたしました。研究主題を「基本的な学習指導のあり方について」とし、副題を「生徒の学習意欲を高める授業の工夫・改善」としたこの公開研究会には、管内から約120名の教師、関係者が参加し、公開授業と全体会議で熱心な研究・討議が行われました。

2点目の平成23年度全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査の実施についてであります。9月27日、児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるため、小学校6年生及び中学校3年生を対象として、小学校においては国語と算数、中学校においては国語と数学の各教科について、全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査を市内小学校5校、中学校2校の全校において実施いたしました。

次に、2ページの社会教育課所管について申し上げます。1点目の生涯学習市民の集いについてであります。10月29日、地域交流センター「ゆう」において市民240名の参加を得て開催いたしました。当日は、社会教育委員の会議が生涯学習市民の集い実行委員会を組織し、似顔絵コーナー、ごはんで作るおせんべい、おもしろ化学実験コーナー、救急救命コーナー、紙工作コーナーなどの多彩な催しを実施いたしました。

3点目の秋のあいさつ運動強調週間についてであります。4月の「あいさつ運動推進委員会」で確認されたあいさつ運動について、5月に実施された「春のあいさつ運動強調週間」に続き、10月4日から7日まで、市内小中高生の児童生徒、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど市内51団体の参加を得て実施いたしました。本年度は、春と秋を通して延べ4,714名が参加し、学校・家庭・地域の連携のもと年々参加者が増加し、運動の輪が地域に定着してきました。

4点目の平成23年度北海道家庭教育サポート企業等制度締結式及び砂川市家庭教育サポート企業研修会についてであります。9月29日、市役所において北海道教育委員会と砂川市教育委員会が主催して開催いたしました。この制度は、企業力をかりて家庭教育の支援を行う仕組みづくりを進めることを目的として、北海道が進める「北海道家庭教育サポート企業等制度」に連動し、砂川独自の制度として「砂川市家庭教育サポート企業」を新たに立ち上げました。呼びかけに賛同し、市内52企業に協力をいただけることになりました。また、52企業のうち48企業が趣旨を同じくする「北海道家庭教育サポ

ート企業」へも登録いたしました。今後メール等を活用し、市教委と企業間での子供たちにかかわる情報の交流など、企業と行政が子供たちのために協働で家庭教育力向上を進めることを目指していくこととしております。

次に、公民館所管について申し上げます。2点目の市民文化祭についてであります。本年の市民文化祭は、芸能発表は10月23日、地域交流センター「ゆう」を会場に、文芸展示部門は10月28日から30日までの3日間、公民館を会場に開催いたしました。本年の文化祭への参加状況については、芸能部門31団体・347名、鑑賞者延べ887名、文芸展示部門41団体・371名、鑑賞者延べ843名となりました。

次に、4ページのスポーツ振興課所管について申し上げます。2点目のはまなす国体開催記念・北海道中学生剣道錬成大会についてであります。9月27日、第20回大会が総合体育館で開催されました。当日は、全道各地から148チームが出場し、参加者は監督・選手861名と役員・観衆合わせて2,880名でありました。

次に、学校給食センター所管の1点目、学校給食試食会の開催について申し上げます。10月27日、28日、学校給食センターにおいて砂川市内の児童生徒に提供している学校給食について理解を深めていただくため、学校給食試食会を実施いたしました。参加者は、23名でありました。

以上申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

- ◎日程第5 23年3定議案第9号 平成22年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 23年3定議案第10号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 23年3定議案第11号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 23年3定議案第12号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 23年3定議案第13号 平成22年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 23年3定議案第14号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 23年3定議案第15号 平成22年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第5、23年第3回定例会議案第9号 平成22年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第10号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第11号 平成22年度砂川市下水道

事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成22年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成22年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての7件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 小黒 弘君（登壇） 平成23年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第9号から議案第15号までの平成22年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月15日に委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に増井浩一委員が選出され、11月1日に委員会を開催し、付託されました7会計の決算について慎重に審査し、議案第9号、一般会計決算は起立により、議案第10号から第15号までは簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑を終わります。

これより23年第3回定例会議案第9号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手されました方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） ただいま上程されました議案第9号 平成22年度一般会計決算に反対の立場で意見を述べたいと思います。

本決算は、小中学校の耐震化補強工事や南吉野団地、石山団地建設工事など、市民生活にとって評価できる内容も多くありますが、財政状況が厳しいという理由で、これまでの行財政改革という名で福祉や教育、暮らしなど、市民サービスにかかわる諸経費を削減してきました。特に生活保護受給者の方への生活指導という名目で、質疑でも述べましたようにプライバシー侵害に当たると思われる厳しい対応も行われております。一方で土地開発公社7億1,000万、振興公社2億円、合計9億1,000万円もの貸付金の問題であります。決算委員会や予算審議のときも申し上げましたが、土地開発公社については、

企業の誘致の見通しもないのに20億円もかけて工業団地を造成し、大きな負債を抱えたのに歴代の理事者はだれも責任をとらず、すべて市民の負担になります。振興公社についても2億円を貸し付ければ短期負債がなくなり、ゴルフ場の経営は安定し、継続でき、貸付金も返済できるとのことでしたが、私たちは経営の見通しが甘いのではないかと述べ、予算に反対をいたしました。現状では、この9億1,000万もの多額の貸付金は返済される見通しはなく、市民への大きな負担となることであり、この決算を認定することはできません。

このことを申し上げまして、反対討論といたします。各議員のご賛同をお願いいたします。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇）平成22年度砂川市一般会計の認定を求めることについて、賛成の立場で討論申し上げます。

平成22年度の一般会計は、厳しい経済情勢により歳入の柱である市税が前年比3,300万円の減少となったものの、地方交付税については2億2,800万円の増額となりました。厳しい経済状況、雇用状況などを踏まえ、建設事業費の確保を図り、道路整備はもとより南吉野団地、石山団地の建てかえ事業を初め、公営住宅長寿命化改善事業に取り組むなど、住環境の一層の向上が図られたものであります。また、繰り越し事業である学校耐震化などにも取り組み、学校の耐震化率が100%となりました。さらに、経営の安定化に向けた振興公社の貸し付けなどを行いながらも、財政調整基金に5億6,300万円の積み立てを行えたことは、これまでの行財政改革や公債費の抑制の効果など、財政基盤の確立に向けた執行が図られているものであり、評価すべきものであります。

よって、平成22年度一般会計決算については承認すべきと考え、賛成の立場で討論いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長 東 英男君 これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、23年第3回定例会議案第10号から第15号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号から第15号までを一括採決します。

本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

- ◎日程第6 議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 砂川地区広域消防組合理約の変更について
- 議案第6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について
- 議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第6、議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川地区広域消防組合理約の変更について、議案第6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について、議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算の7件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布、施行され、平成23年3月11日以後に生じた災害に適用されることとなったことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第4条は、災害弔慰金を支給する遺族の定めであり、第1項第1号中、維持していた遺

族の次に「兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。」を加えるものであり、同条第1項に第3号、「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。」を加えるものであります。

以上の改正により、死亡者の配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在していない場合に限り、死亡者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹が災害弔慰金を支給するものとして新たに加わるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私のほうから議案第3号、第4号、第5号の3議案についてご説明いたしますが、議案第3号のご説明の前に第4号、第5号を含め、前段で改正の概要をご説明申し上げます。

提案いたしました砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例、砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例、砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例は、平成18年度から住宅改修、住宅新築、住宅購入についてハートフル住まいる助成事業として実施してまいりましたが、これらの条例が平成24年3月31日で失効することから、引き続き助成を行い、定住促進とまちなか居住の誘導及び良質な住宅ストック形成を図るため、平成27年3月31日まで3年間延長するものであります。あわせて新たに地元企業の利用促進を図るため、地元企業が施工する場合について、助成率の上乗せと限度額の引き上げを行う改正であります。

それでは、各条例案についてご説明申し上げます。初めに、議案第3号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、本制度の期間延長と地元企業の利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと思います。砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料、新旧対照表でご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第5条は、助成金の額等の定めであり、第2項として市内に事業所、本社または支店等を有する法人または市内に住所を有する個人事業者が改修工事を行う場合の助成金の額は、

消費税を除く改修費用の4分の3に相当する額とし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、助成金の額が20万円を超える場合は20万円とするものであります。

この高齢者等安心住まいにかかわる手すりの設置、段差解消などの改修工事については、市内業者、市外業者にかかわらず同じ助成を行ってまいりましたが、これらの改修工事を地元企業が行う場合には、これまでの助成率3分の2を4分の3に、助成金の限度額についても18万円を20万円に引き上げるものであります。

附則第2項、この条例の失効について、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に住宅改修工事の請負契約を締結し、又は着工するものから適用するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 砂川市永く住まい（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、本制度の期間延長と地元企業の利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市永く住まい（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、附属説明資料、新旧対照表でご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、現行の全文を改正するものであります。第1号、住宅とは、市内に建設されている既存の専用住宅、併用住宅または共同住宅をいい、併用住宅及び共同住宅にあつては、交付対象者が居住の用に供する部分をいうとするものであります。第2号、地元企業とは、「市内に事業所（本社または支店等）を有する法人または市内に住所を有する個人事業者をいう」とするものであります。

第5条の2は、地元企業による場合の助成金の額等の定めであり、第1項は、助成金は、第4条に規定する改修工事の費用の総額が100万円以上のものに対し交付するものとし、地元企業が改修工事を行う場合の助成金の額は、前条第1項の規定にかかわらず、当該改修費用の15%に相当する額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、助成金の額が30万円を超える場合は、30万円とするものであります。一般のリフォームにつきましても、市内業者、市外業者にかかわらず同じ助成を行ってまいりましたが、改修工事を地元企業が行う場合にはこれまでの助成率1割を15%に、助成金の限度額についても20万円を30万円に引き上げるものであります。

第2項は、前項及び前条第2項の規定にかかわらず、砂川市まちなか住まい等（住宅

建設又は購入) 促進条例の規定により中古住宅購入費の助成を受ける者が、この条例による住宅の改修費用の助成をあわせて受けて地元企業が改修工事を行う場合は、改修費用の3%、当該条例に規定するまちなか居住区域にあっては4%を助成するものとし、当該条例に基づく助成と合わせた助成額の合計が70万円、当該条例に規定するまちなか居住区域にあっては90万円を超えない範囲で30万円を限度とするものであります。中古住宅の購入とあわせて行う改修工事の助成については、市内業者、市外業者にかかわらず同じ助成を行ってまいりましたが、改修工事を地元企業が行う場合には、これまでの助成率2%を3%に、住宅購入費の助成と合わせた助成額については50万円を70万円に引き上げ、まちなか居住区域にあっては助成率3%を4%に、住宅購入費の助成と合わせた助成額については70万円を90万円に引き上げ、助成金の限度額についても20万円を30万円に引き上げるものであります。

第3項は、併用住宅または共同住宅の場合にあって、対象者が居住に供する部分とそれ以外の部分をあわせた改修工事を地元企業が行う場合の助成金は、当該居住に供する部分の床面積を当該居住に供する部分の床面積と当該居住以外の部分の床面積との合計で除して得た割合に、当該改修費用を乗じて得た額の15%に相当する額とするものであります。この場合において、第1項ただし書きの規定を準用するものであります。併用住宅または共同住宅の改修工事についても、市内業者、市外業者にかかわらず同じ助成を行ってまいりましたが、地元企業が行う場合には、対象となる費用に対する助成率をこれまでの1割を15%に、助成金の限度額についても20万円を30万円に引き上げるものであります。

第15条は、耐震改修工事にかかわる定めであり、「第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、」を「第3条、第4条、第5条及び第5条の2の規定にかかわらず、」に改めるものであります。耐震工事の助成につきましては、本条例の一つ、砂川市既存住宅耐震改修費助成金交付規則に定めており、市内業者、市外業者にかかわらず同じ助成を行ってまいりましたが、耐震改修工事を地元企業が行う場合には、これまでの助成率1割を15%に、助成金の限度額についても30万円を40万円に引き上げるものであります。

附則、第2項、この条例の失効について、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に住宅改修工事の請負契約を締結し、又は着工するものから適用するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、本制度の期間延長と地元企業の利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は

購入) 促進条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料、新旧対照表でご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、本条に1号を加え第3号とするものであります。第3号、地元企業とは、「市内に事業所(本社または支店等)を有する法人または市内に住所を有する個人事業者をいう」とするものであります。

第5条の2は、地元企業による場合の助成金の額等の定めであり、第1項は地元企業により新たに建設された住宅または建て売り住宅で、完成後未使用の1年以内のものを購入する場合の助成金の額は、前条第1項の規定にかかわらず、住宅の建設または購入に要する費用に3%、まちなか居住区域にあつては4%を乗じて得た額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、助成金の額が70万円、まちなか居住区域にあつては90万円を超える場合は70万円、まちなか居住区域にあつては90万円とするものであります。

住宅建設または購入の助成は、市内業者、市外業者にかかわらず同じ助成を行ってまいりましたが、地元企業による住宅建設または建て売り住宅を購入する場合には、これまでの助成率2%を3%に、助成金の限度額についても50万円を70万円に引き上げ、まちなか居住区域にあつては3%を4%に、助成金の限度額についても70万円を90万円に引き上げるものであります。

第2項は、地元企業により新たに建設された併用住宅または共同住宅の場合であつて、対象者が居住に供する部分とそれ以外の部分をあわせた住宅を建設し、または完成後未使用の1年以内のものを購入する場合の助成金の額は、前条第2項の規定にかかわらず、当該居住に供する部分の床面積を当該居住に供する部分の床面積と当該居住以外の部分の床面積との合計で除して得た割合に、当該建設または購入に要する費用を乗じて得た額の3%、まちなか居住区域にあつては4%とする。この場合において、前項ただし書きの規定を準用するものであり、併用住宅または共同住宅の助成につきましても、市内業者、市外業者にかかわらず同じ助成を行ってまいりましたが、地元企業が行う場合には、対象となる費用に対する助成率をこれまでの2%を3%に、助成金の限度額についても50万円を70万円に引き上げ、まちなか居住区域にあつてはこれまでの助成率3%を4%に、助成限度額についても70万円を90万円に引き上げるものであります。

附則第2項、この条例の失効について、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に新築住宅の請負契約又は建売住宅の売買契約を締結し、又は着工するものから適用するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから議案第7号、第6号、第1号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第7号 砂川地区広域消防組合理約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由は、平成24年4月1日から、砂川地区広域消防組合に上砂川町が加入することに伴い、砂川地区広域消防組合理約を変更しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川地区広域消防組合理約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。向かいまして左が現行、右が変更後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、組合を組織する地方公共団体の規定であり、現行の条文中「及び浦臼町」を変更後「、浦臼町及び上砂川町」に改めるものであります。

第5条は、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法の規定であり、現行の条文中「6人」を変更後「8人」に、「3人」を変更後「4人」に改めるものであります。

附則として、この規約は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定についてご説明を申し上げます。

砂川市のまちづくりの基本目標などを総合的、体系的にまとめた砂川市第6期総合計画の策定に伴い、国土利用計画法第8条第3項の規定に基づき、平成23年度から平成32年度までの土地利用に関する行政の指針として、新たな国土利用計画（第2次砂川市計画）を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

それでは、計画の内容についてご説明を申し上げますので、目次をごらん願います。この計画の構成は、市の区域における国土を市土と表現し、国、北海道の計画に合わせ大きく3つから構成されております。1つ目に、市土の利用に関する基本構想、2つ目に市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、3つ目には2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要としております。

次のページをごらん願います。前文として、計画を策定する法的根拠などを記述しております。国土利用計画法第8条の規定に基づき、第四次全国計画、第4次北海道計画を基本として、砂川市第6期総合計画の土地利用の基本方針に即して策定するものであります。

次の1ページから7ページまでは、1、市土の利用に関する基本構想に関する事項であります。次に、（1）市土の状況では、地理的状況、気候、交通、産業等の状況を記載しております。次に、（2）市土利用の基本方針のア、市土利用の基本理念では、市土が現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確

保と地域の発展を図ることを基本理念としております。次に、イ、土地利用をめぐる基本的条件では、市土の利用を計画するに当たっての考慮すべき条件を示しており、2ページの（ア）人口減少・高齢化の進展、社会経済環境の変化、（イ）市土の安全性等に対する要請の高まり、（ウ）土地利用相互の関連性の深まりと多様な主体のかかわりの展開の3つの基本的な条件を示しております。

次に、3ページ、ウ、本計画における課題では、限られた資源である市土をよりよい状態で次世代へ引き継ぐ持続可能な市土管理を行うため、市土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要であり、課題として（ア）土地需要の量的調整、（イ）市土利用の質的向上の2つを示しております。

次に、4ページ、エ、課題への対処では、都市地域、農業地域、森林地域ごとに市土の有効かつ適切な利用に配慮するとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせにより調和ある土地利用を進めるとともに、地域に応じた望ましい市土への誘導を図ることとしております。（3）地域類型別の市土利用の基本方向としてア、都市地域の（ア）住宅地域は、当市の利便性と快適性を高めるとともに、未利用地の利用促進やまちなか居住の促進など、まとまりのある市街地形成と町並み景観に配慮した住宅地の確保と安定供給を進め、また住環境への影響が想定される地域については、周辺環境との調和に努めるものであります。（イ）商業地域は、魅力的な商業地の形成を図るため、都市機能の集積を生かした利便性のある商業地の形成に努め、さらに地域交流センター来館者などのまちなかへの回遊を地域活性化につなげるため、快適性の高い商業地の形成を図るものであります。（ウ）工業地域は、周辺の自然環境や住環境に配慮した工業地の確保と形成を図るものであります。

5ページ、イ、農業地域は、優良農地の保全と遊休農地の解消に努め、農用地が持つ地力や農村景観の形成等、多面的な機能の維持と環境整備を進め、生産性が高く安全で良質な農産物を供給する農用地の形成を図るものであります。ウ、森林地域は、森林の持つ国土保全、水源涵養、保健休養等の多面的機能を持続的に発揮するため、森林の確保と整備を図り、無秩序な開発の未然防止に努め、豊かな自然環境の保全を図るものであります。次に、（4）利用区分別の市土利用の基本方向が5ページ中段から7ページまで、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、その他の9区分ごとの土地利用の基本方向を示しております。

次に、8ページから11ページまでは、2、市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要に関する事項であります。（1）市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標として、ア、目標年次は、計画の目標年次を総合計画とあわせ平成32年とし、基準年次につきましては北海道とも協議いたしまして、説明資料などに数値を記載することのできる直近の年次として平成20年としたものであります。イ、目標年次における将来人口は、平成32年における人口は総合的なまちづくりを進めることで人口

の減少を抑えることが可能であると考え、将来人口を約1万7,000人と想定しております。ウ、市土の利用区分は、農用地・森林・宅地等の地目別の利用区分としております。エ、市土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、利用区分別の市土利用の現況と将来の利用の可能性、人口、産業構造などを勘案しつつ、必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との総合的な調整を行い定めるものとしております。オ、目標年次における規模の目標は、市土の利用の基本構想に基づく平成32年の利用区分ごとの規模の目標は、次の9ページの表に示すとおりであり、数値につきましては、今後の社会・経済の不確定さなどにより弾力的に理解されるべきものとなっております。

次の9ページをごらん願いますが、上段の表、市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標であります。この表における数値は現在予測される事業を積み上げたものであり、今後の経済情勢、国、地方の財政状況などによって変更があるものであります。また、平成32年の数値につきましては、現在把握できている道路整備、河川改修などを勘案して算出したものであります。農用地は、耕作放棄地の解消による増加分や道路拡幅等、他利用転換による減少分を予測し、5ヘクタールの増加、森林は農用地からの利用区分転換による4ヘクタールの増加、原野は農用地や森林への利用区分転換による16ヘクタールの減少、水面・河川・水路は石山川の改修などによる2ヘクタールの増加、道路は市道拡幅や道道拡幅などにより2ヘクタールの増加、宅地については、住宅地は農地転用による宅地化など住宅の新築による増加と取り壊しによる減少を見込み2ヘクタールの減少、工業用地は計画期間内の企業立地を10件見込み13ヘクタールの増加、その他の宅地は計画期間内の施設の立地見込みによる工業用地への利用区分転換や、住宅地からの利用転換による11ヘクタールの減少、宅地の合計として増減はなく、その他は全体面積で差し引き3ヘクタールの増加であります。先ほど説明いたしました、この数値は現在の見込みでありまして、今後の経済、社会状況により変化することが予想されるところであります。

続きまして、(2)地域別の概要として、ア、地域別の区分は、自然的・経済的・社会的諸条件及び地形的特徴を勘案し、道央自動車道を境に東部地域、西部地域の2地域を設定しており、10ページ、地域区分図のとおりであります。

11ページをごらん願います。イ、目標年次における地域別の概要ですが、(ア)東部地域は農用地と森林が調和し、環境の保全に配慮した土地利用を図るとともに、自然観察や体験学習等のふれあいの場として適切な利用が予想されております。農用地は、地域の特性に配慮した利用が予想されております。(イ)西部地域は、市街地と農用地の調和を図り、快適な住環境の創出と産業の振興に主眼を置いた土地利用が予想されております。中心市街地においては、まちなか居住などに対応する住宅地の形成を目指し、まちなかの回遊につながる生活環境の整備等が進められ、商業地域の活性化と連携した快適な住環境の形成が予想されております。工業用地は、周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、適正な整備や土地の高度利用が予想されております。農用地は、優良農地の保全や農用地の

利用集積などによる農業の振興が予想され、豊かな河川環境の保全と親水空間の維持と有効利用が予想されております。

続きまして、12ページ以降は3、2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要に関する事項であります。国土利用計画、北海道計画を基本として砂川市に該当しないものについては削除しております。(1) 公共の福祉の優先では、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めることとしております。(2) 国土利用計画法等の適切な運用では、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ることとしております。(3) 地域整備施策の推進では、地域の個性や多様性を生かしたまちづくり施策を推進するとともに、市土における総合的な環境の向上に向けた施策を推進することとしております。(4) 市土の保全と安全性の確保では、自然条件と土地利用配置との適合性や各種災害への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図ることとしております。(5) 環境の保全と美しい市土の形成では、新エネルギーの導入等を図り、環境負荷の小さなまちづくりに向け適切な土地利用を図り、廃棄物の発生抑制と資源リサイクルを進め、廃棄物の適正な処理を行い、環境の保全を図ることとしております。また、農用地や森林の適切な維持管理など、健全な水環境の確保に努めるとともに、良好な自然景観の形成を図ることとしております。

13ページ、(6) 土地利用転換の適正化では、土地利用の転換を図る場合には、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況などを勘案して適正に行うこととしております。(7) 土地の有効利用の促進では、市土は限られた資源であり、利用区分別の市土利用の基本方向に応じた利用の促進を図る必要があることから、農用地、森林などの土地利用区分に応じて有効な土地利用を図ることとしております。

14ページ、(8) 多様な主体による市土の適切な管理の推進では、土地所有者等による適切な管理や公的な役割に加え、市民、企業、各種団体、NPOなどが、市土の適切な管理に参画していく取り組みの推進を図ることとしております。(9) 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発では、土地利用に関する基礎的な調査の実施、調査結果の市民への普及、啓発を図ることとしております。(10) 指標の活用では、各種指標の活用と諸計画との整合性を図ることとしております。

なお、参考といたしまして、15ページに土地利用現況図を別図2として、16ページに土地利用構想図を別図3として添付しております。この図につきましては、基礎的な調査、検討材料の一つとして位置づけられるもので、土地利用分布のイメージを共有できることから参考資料として策定したものであり、国土利用計画、砂川市計画の内容を構成するものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で国土利用計画(砂川市計画)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号附属説明資料ナンバー1、国土利用計画第2次砂川市計画説明

資料についてご説明を申し上げます。この説明資料は、北海道との事前協議に当たり求められたものであります。

1 ページは、1、計画策定の経緯であり、総合計画と関連を持たせて策定しておりましたので、総合計画の関係部分と土地利用計画の経過をあわせて記載をしております。

2 ページ、2、計画における地域区分は、3 ページ、別図1、地域区分図のとおりであります。

3、計画における指標は、人口と世帯数の推移と目標年次の計画指標を示しております。世帯数につきましては、予測不可能な社会的要素などがかわってくるため、第6期総合計画においては推計しておらず、国土利用計画においても総合計画に即し推計はしておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

4 ページ、4、市土の利用区分の定義の表は、農用地から市街地まで利用区分ごとに定義、資料について示しております。

5 ページ、5、人口等の推移と目標年次における想定値の表は、平成2年から平成17年までの推移と平成29年、目標年次の平成32年における推定値であります。なお、平成17年及び平成29年は、北海道計画における基準年次、目標年次となっております。

6、市土利用の推移の表は、平成17年と平成20年の利用区分ごとの比較であります。

6 ページ、7、利用区分ごとの市土利用の推移の表は、利用区分ごとの平成16年から平成20年までの市土利用の推移であります。

8、国土利用計画（北海道計画）の道央広域連携地域と砂川市における土地利用の対比の表は、砂川市は北海道計画では道央広域連携地域であり、平成17年における砂川市との比較であります。

7 ページ、9、利用区分ごとの市土の規模と目標の表は、利用区分ごとの平成17年、平成20年、平成29年と目標年次の平成32年における市土の規模、目標であります。

8 ページから13 ページまでは、10、人口を基礎とした用地原単位の推移を示したものであります。人口などの単位当たりの面積を農用地、森林などの区分ごとに平成16年から平成20年までの推移と平成29年、平成32年の目標などを示しております。

なお、表の下段にはそれぞれ資料名を記載しております。

以上が附属説明資料ナンバー1であります。

続きまして、議案第6号附属説明資料ナンバー2、国土利用計画第2次砂川市計画目標値設定説明書についてご説明申し上げます。この説明書も北海道との事前協議に当たり求められたものであります。目標年次であります平成32年までに利用区分がどのような要因によって目標値になるかを説明しているものであります。目標値の考え方につきましては、先ほど本編の9ページでご説明申し上げたとおりであります。

以上が附属説明資料ナンバー2であります。

以上申し上げます。国土利用計画第2次砂川市計画関係説明資料等の説明を終わらせ

ていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億8,710万1,000円とするものであります。

第2条は、地方債の追加であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、現年発生単独災害復旧債330万円を追加し、補正後の限度額を8億3,950万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは臨時事業であります。

初めに、12ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費2,672万3,000円の減額補正は、財政調整基金積立金を減額し、財源調整を行うものであります。

同じく7目支所及び出張所費で一つ丸、連絡所に要する経費17万3,000円の補正は、新砂川農業協同組合の空知太事業所が平成24年1月末をもって閉鎖されますが、簡易郵便局は当面存続されることから、空知太地区住民の利便性を確保するため、連絡所業務として新砂川農協に委託している戸籍住民票の交付事務に加え、金融機関として取り扱っていた収納業務を新たに追加する2月、3月分の委託料であります。

同じく10目市民生活推進費で一つ丸、焼山線バス運行に要する経費389万2,000円の補正は、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間の収支不足額から国庫補助金を差し引いた赤字補てん対象額1,159万6,000円について、砂川市と歌志内市の路線距離数に応じた収支不足額補償金として砂川市の負担率37.3%、389万2,000円を負担するものであります。同じく二重丸、花月砂川線バス運行に要する経費183万3,000円の補正は、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間の収支不足額991万7,000円について、砂川市、滝川市、新十津川町、浦臼町の路線距離数に応じた収支不足額補償金として砂川市の負担率18.48%、183万3,000円を負担するものであります。

次に、14ページ、4款衛生費、1項3目母子保健費で一つ丸、乳幼児健診に要する経費21万3,000円の補正は、乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な乳児体重計に故障が発生していることから、体重計3台の更新を行うための購入費で、全額道補助で実施するものであります。

次に、16ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費90万3,000円の補正は、電子化した地番図と航空写真を重ね合わせ現況確認な

どを行う水土里情報システムを今年度から活用していますが、毎年地番図データの更新が必要となることから、データベース化してデータ更新などを行うための委託料であります。同じく一つ丸、中山間地域等直接支払に要する経費39万9,000円の補正は、地域から農地・水保全管理支払交付金制度から中山間地域等直接支払制度への移行の要望が多く、移行する場合農地の傾斜の有無が対象の基準となることから、水土里情報システムに傾斜度空間解析システムを重ねて活用して、対象となる農地について田と畑別に該当農地と面積を予備調査するための委託料であります。

次に、18ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費167万円の補正は、中小企業等振興補助金の補正で、中小企業等振興条例に基づく商店街店舗整備事業に対する助成として、空き店舗の店内を改装した東1条北1丁目の足裏マッサージ店、東2条北2丁目の飲食店に対し改装費の3割の助成及び空き店舗を賃貸借した東1条北2丁目の飲食店、同じく貴金属の買い取り店の開店に対し賃借料の7割の助成を行い、また人材の育成事業に対する助成として株式会社ホリの7名、カワテックス株式会社1名の従業員に係る中小企業大学校受講料を全額助成するものであります。

次に、20ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費128万2,000円の補正は、台風12号による家屋への浸水防止対策として土のうの設置、市道の冠水、のり面崩落の発生に伴うバリケードの設置などの修繕料であります。

同じく3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費441万円の補正は、北2丁目通りの歩道のロードヒーティング工事を実施するに当たり、測量設計を行うための委託料であります。

同じく3項1目河川費で一つ丸、河川の維持管理に要する経費395万7,000円の補正は、台風12号による石狩川の水位の上昇により樋門が閉門されたため実施した、内水を排除する排水ポンプの設置及び運転に係る委託料であります。同じく二重丸、護岸改修事業費で650万円の補正は、台風12号などによりナエ川の護岸が崩落したことから復旧するための工事費であります。

次に、22ページ、9款消防費、1項1目消防費で一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金145万9,000円の補正は、東日本大震災により多くの消防団員が公務中に死亡、行方不明となったため、市町村消防団員等公務災害補償等共済掛金が引き上げられ、消防組合において追加負担金が発生したことから負担するものであり、財源につきましては特別交付税で措置済みであります。

次に、24ページ、15款災害復旧費、1項1目道路橋梁災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費190万5,000円の補正は、台風12号により焼山一の沢線1カ所、宮城の沢線2カ所、佐藤線2カ所の道路ののり面が崩落したことから、復旧するための修繕料であります。

同じく2目河川災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費33万円の補正は、台風12号により奈江豊平川への倒木があり、近隣農地への浸水が発生したことから倒木を処理するための委託料であります。

同じく2項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費で二重丸、現年発生災害復旧事業費131万円の補正は、台風12号により石狩川河川敷内のハマナスの楽園が冠水し、多量の土砂が堆積したことから土砂の除去をするための修繕料であります。

以上が歳出の補正予算でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。15款道支出金21万3,000円の補正は、子育て支援対策事業に係る10割補助であります。

21款市債330万円の補正は、台風12号による道路橋梁等の現年発生単独災害復旧債であります。

以上が歳入であります。

なお、26ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第2号から第5号まで及び第7号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） それでは、議案第3号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第5号 砂川市まちなか住まい等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定につきまして、重複しますので、一括して総括質疑を行いたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この制度は、平成18年に創設されまして、これで2回目の更新といえますか、そういう形になっているところでもありますけれども、創設当初地元企業に限定したらどうなのだというような声もあったのは事実でありますけれども、これまで行ってまいりました。このたび地元企業が行う工事、受注する分につきましては、上乘せという部分が多くを占める内容なのかなというふうにはちょっと思っているわけなのですが、創設当初と補助金等々のかかわり合いあるいは社会情勢の変化等々の変化があったのかなということが予

測されますけれども、その部分についてどのように状況が変わってきたのかということをお伺いしたいというふうに思っております。

それと、もう一点なのですが、これまでこの事業を行ってきましたけれども、市内業者の受注割合といいますか、受注状況がどのようになっているのかということをお伺いしておきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 2点ほどご質問をいただきました。順次お答えをしたいと思えます。

初めに、今回地元企業の場合割り増しの補助となっているが、平成18年度当時とどのように状況が変わったのかのご質問についてご答弁申し上げます。今回の3条例の基本となっているのは、平成16年に策定した住宅マスタープランに基づき、市民が安心して住宅の建設や改修を行い、長く住み続けることなど定住促進を目的としたすながわハートフル住まいるプロジェクトの推進策として、平成18年度にハートフル住まいる助成事業として創設されたものであります。これまで多くの方々がこの制度を利用して住宅の建設、改修を行っており、この助成制度が動機づけの手助けになったものと考えているところであります。今後公共事業の減少も想定される中、地元企業の受注拡大、雇用の確保を図るための政策として定住促進という目的を柱としながらも、従来の助成制度に地元企業が施工する場合、助成率の上乗せを行うことで地元企業の利用促進を図る条例案として提案するものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、ハートフル住まいるの事業実績、市内施工店、市外施工店の実績でございますけれども、3事業につきましてまちなか住まいる等、これは新築のみの件数でございますけれども、全体で310件の件数でございます。そのうち市内業者の施工店が187件、率にしまして60.3%、市外施工店につきましては123件、39.7%の実績であります。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、2回目の質疑になるわけでありまして、ご答弁いただいたことを踏まえ行ってまいりたいというふうに思っております。

ご答弁でもありましたように、平成18年定住政策ということでスタートいたしまして、以前には地元企業による、いわゆる家を建てましたとか、そういったときにいただけるというような、そういう制度も3年間の時限立法としてあったわけでありまして、いかにせんなかなか新築住宅を建てる方が少なくなってきた。地元企業に限定するということがはやるのかはやらないのかわかりませんが、現状としてそういうことがあったということで、リフォームのほうにも重きを置くというような意味から、新たな形で定住政策ということでスタートしたところであります。

創設に当たっては、私も非常に理事者の皆さん初め、多くの職員の皆様方からいろいろと教えていただいたり勉強して、事あるごとに質問も行ってきたわけでありましてけれども、そんなことで今回また継続ということなのですけれども、新たなこれまでの定住政策というものにプラス、これまでに増した地元企業の受注拡大あるいは雇用の拡大、言ってみれば地元経済の活性化という部分にも焦点を当てた今回の改正なのかなというふうにちょっと思っているのですけれども、聞きますとまちなかの部分でさっきご答弁いただいたのでしょうか。これまでの地元企業の部分がないにしても60.3%と半分以上の方々が地元を利用されていたと。市外業者に至っては39.7%でしたか、6割対4割ということで6・4の割合で地元の企業が受注されているということは非常に頑張っているな、地元の企業は頑張っているなというふうにも思いますし、また一方意外に市外の方も仕事をとられているのだなというふうにも、受注されているのだなというふうにもちょっと思っているわけなのですけれども、2回目でお伺いしたいのは市長の政策的な部分もあるのだと思います。ですから、2回目にお伺いしたいのは、この定住政策プラス効果として、いわゆる地元経済の活性化といいますか、そういった部分のプラス効果が私は今回の部分で結構効果が高いのかなというふうに思うので、その辺の市長の政策的なといいますか、そういうお考え、どのようなご見解を持たれているのかなということで、2回目にお伺いしたいというふうに思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 市長の考え方ということで、今回の改正、私が市長選に出るときの公約の一つになってございます。大きく言えば、この大変な時代に何とか砂川市内の中小企業を応援できないだろうか。かつまた、私は財政論者でございますから、常に経常経費の動向を総務部長の時代から気にしてきたと。でも、何とか定住政策、これは法律に基づいて住宅マスタープランがつくられたと。その中身というのは、やっぱり定住だと。ただ、これをつくることによって駅東部に、本来は道営住宅というのは本当に古くなったものを建てかえるか人口急増地帯にしか、道も財政難ですから道営住宅は建てないという状況の中で、砂川はこの住宅マスタープランをつくることによって駅東部に道営住宅をつくっていただいたと。それは、地元企業が受注した。まさに経済効果は大きかったわけですけれども、私は公約の中で、たとえ単費でも何とか地元企業を応援できないだろうかという思いがございましたので、今回上乘せをして地元企業が何とか受注できる機会をふやしていきたいと。6月議会に公共事業、土木関連でいえば一時は行革の中で2億程度まで土木事業を落としてきたと。ただ、何とか交付税も3年ほど従来の水準に戻ったので、公共事業、5億近いところまで土木関連はふやしてきたと。ただ、住宅に関しては、もう公営住宅はそんなに建てかえるところはもう残っていない。何とか住宅交付金を使いながら改良住宅の改修、これを8年程度で前倒して年間3棟ずつやっていって、何とか建築業者も仕事が当たるようにしていきたいと。いろんな思いで政策をやっていこうと。

ただ、6月議会に出した分と来年度出す分、または再来年にも考えている分野はございますけれども、それを今詳細に申し上げることはできない。ただ、私が常々心配するのは、今野田政権になるとどうも財政規律が先になってきていると。恐らく今社会保障と税の一体改革をやっているその中身を見ると、どうも地方にとってはいいような状況でない。恐らく交付税は、麻生政権以降、鳩山、それと菅内閣と三位一体改革の前の水準まで何とかもってきてくれたけれども、今後は恐らく地方交付税は少しずつ落ちるだろうというふうに読んでございます。その中で私の思いとしては、もう二度と行政改革はしたくない。経常費の底上げはなるべく後にツケを残さない範疇でどこまでできるのかというのが、私は常々市長になってから自問自答しているところでございます。今回は、この上乘せが地元企業にもっと受注する機会がふえて少しでも潤えばなど。本来はもっと上げたいというのもございますけれども、本来の趣旨は定住があったと。それでも私の政策としては、たとえ単費でも地元企業のために何ばか上乘せをしたいと。それらを総体的に考えて、これらを実施したところであります。交付税の厳しい状況はありますけれども、財政を破綻させないというのも私の使命で、私が市長として多くの方に支持を受けたのは、地元企業の雇用を守っていただく。かつまた、善岡は財政に詳しい。何とか他市のように破綻させないで砂川市を持っていってくださるだろうという声も多く聞いてございます。それらを勘案しながら、公共事業もこれから違う分野で出てくるのがございます。それは、今この場で、先の話ですから申し上げることはできませんけれども、子育てなり高齢者対策なり耐震化なり、まだまだやらなければならないものもございます。それらを勘案して、私はこの上乘せについては精いっぱい頑張ったつもりだということをご理解願いたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 ただいま市長のほうから思いをお伺いしたところであります。

思い返すと、平成18年、3本の事業が始まったとき、いわゆる住宅リフォーム助成金制度という大きくくりな部分での話でいきますと、全国で、たしか私の記憶が正しければ109の自治体が行っておりまして、近隣では砂川が1番なのです。一番早かったのです。そして、全国109自治体の中で砂川市の3本立てになった制度というのが非常に多くの方、非常に使いやすい、いい制度だということで全国的に評価されました。これが現実なのです。今回地元企業の部分ということで、今市長からもご答弁いただきましたけれども、地域経済の活性化という部分がプラスされるということになれば、さらにその評価は高くなるであろうと私の個人の評価としてはそう思っております。ですから、今後これまでの60.3%の受注率というのがもっともっと上がっていきまして、これが上がっていけば目標に一步でも二歩でもずっと近づけるわけですから、今後のその取り組みに私は大いに期待したいということをお願いしまして、私の総括質疑を終わります。

以上です。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 私も議案第3号から5号関係で総括質疑をお伺いしたいと思っています。

まずは、リーマンショックによる全世界的に及ぶ不況や、3月11日に起こった東日本大震災などで社会状況がとてつもなく変わってきたというふうに思います。先ほどの一ノ瀬議員がお話しになっていたとおり、この条例は平成18年度に他市町に先んじて条例制定が行われ、とても効果があった条例であるというふうに思っています。ただ、先ほども申しましたとおり、世の中の状況はとてつもなく悪い状況に向かっていると思います。市内の公共事業も減少がとてつもなくひどくなり、経済状況が悪化をしている状況です。

そこで、具体的にご質問をさせていただきますのは、本制度、議案第3から5号なのですけれども、今回は期間延長するということですが、この期間延長する上でどのような検討がこれまでされてきたのかを、まず第1点目にお伺いをいたします。

第2点目には、今回の改定理由には地元企業の利用促進が目的ということがあります。仮に地元企業がこの条件で100%受注した場合、予算上どのくらい上乗せになるのかをお伺いしたいと思います。昨年度の実績で結構ですから、ご質問をいたします。

第3点目は、先ほど一ノ瀬議員も聞いていましたけれども、これまでの利用件数あるいは利用実績、先ほどは市内、市外だけのことでしたけれども、全体的にまずお伺いをいたします。これは、議案第3号から5号まで各別々にお伺いをいたします。それから、あわせて先ほどもありましたけれども、市内、市外企業の受注件数、先ほどは新築に限った質問でしたけれども、私は各議案3から5号別々でお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 （登壇） 4点ほどの質問をいただきました。随時お答えをしたいと思います。

1点目の本制度の期間延長する上でどのような検討がなされたのかのご質問についてご答弁申し上げます。先ほど一ノ瀬議員の質問にご答弁をいたしましたが、ハートフル住まいるの条例については住宅マスタープランに基づき、平成18年度から新設条例として定住促進を図る目的として市内外の企業に問わず住宅改修、新築住宅などに助成金を交付していたところですが、今回延長するに当たり今後公共事業の減少が懸念されることを考慮し、政策として地元企業の受注機会の拡大を図るため、ハートフル住まいる助成事業において定住促進の目的を生かしつつ、助成金等の項目に地元企業を利用した場合の有利性を示して動機づけとするため、制度の期間延長に至ったものであります。具体的な検討内容としては、所得制限、対象工事の下限額、対象工事の内容、区域設定など、また地元企業を利用した場合における割り増しの率、上限額の設定について検討を行ったところ

であります。

続きまして、地元企業が100%受注した場合、予算上どれくらい上乗せになるかのご質問についてご答弁申し上げます。昨年度実績では、中古住宅購入を除く交付件数60件のうち市内業者31件、市外業者が29件であり、地元企業が100%受注した場合には約600万円の上乗せが見込まれます。

続きまして、これまでの利用件数、利用実績の推移についてのご質問についてご答弁申し上げます。各制度別にご答弁をさせていただきます。初めに、高齢者等安心住まいであります。平成18年度は交付件数5件、交付額74万1,000円、平成19年度は交付件数6件、交付額85万5,000円、平成20年度は交付件数6件、交付額84万7,000円、平成21年度は交付件数5件、交付額80万4,000円、平成22年度は交付件数7件、交付額94万2,000円となっております。過去5年間の交付件数の合計は29件、交付額の合計は422万5,000円であります。次に、永く住まいであります。平成18年度は交付件数34件、交付額566万8,000円、平成19年度は交付件数14件、交付額236万8,000円、平成20年度、交付件数21件、交付額346万2,000円、平成21年度、交付件数25件、交付額433万2,000円、平成22年度、交付件数26件、交付額490万5,000円となっております。過去5年間の交付件数の合計は120件、交付額の合計は2,073万5,000円であります。次に、まちなか住まいであります。平成18年度、交付件数44件、交付額1,500万4,000円、平成19年度、交付件数46件、交付額1,653万5,000円、平成20年度、交付件数41件、交付額1,502万4,000円、平成21年度、交付件数41件、交付額1,535万円、平成22年度、交付件数39件、交付額1,473万2,000円となっております。過去5年間の交付件数の合計は211件、交付額の合計は7,664万5,000円であります。

続きまして、市内、市外企業の受注件数についてのご質問にご答弁申し上げます。これも各制度別にご答弁をさせていただきます。初めに、高齢者等安心住まいは過去5年間の延べ交付件数29件で、市内企業24件、市外企業5件となっております。次に、永く住まいは過去5年間の延べ交付件数120件、市内企業93件、市外企業27件となっております。次に、まちなか住まいでございますけれども、過去5年間の新築戸建て住宅及び併用住宅における延べ交付件数は161件、市内企業の受注件数が70件、市外企業は91件となっております。

以上でございます。

ちょっと修正をしたいと思えます。平成21年度の高齢者等安心住まい、80万4,000円と私言いましたけれども、84万の間違いでございます。訂正をさせていただきたいと思えます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、2回目の質疑なのですけれども、本制度を期間延長する上でどういふことか庁内で話し合われたのかなということをお伺いをしたのですが、地元企業に若干の上乗せをするというお話だけが聞こえてまいりました。本来このまちなかの今の状況を考えるときに、決してこれだけで今回のこの条例というのはいらないなという気が実は私はしてまして、これまた同じ条例が3年間続いてしまうわけです。先ほど私が言った話の最初に、世の中平成18年度から比べると相当変わってきているという話をまずさせていただいたのですけれども、市内ではとても空き家がふえてきています。その空き家がふえてきていることの、まずの最大の理由は、砂川市が個別住宅をいろいろな形でこれまでつくってきたのですけれども、その年度にとっても影響をされているわけです。私の住む晴見団地もその一つですけれども、もう既に建設がいろいろ行われてから30年、40年、もう40年近くたっているわけです。それよりまだ古いところに石山団地、新石山団地、これは市が政策的に戸建ての住宅をつくってきた。それぞれがもう年数を重ねて当然リフォームをしたりとかいろんなことをしないと、そのまんまただただ空き家になっていくという状況が多く見られているのが今現状です。そして、空き家そのものになったこの家が、まずリフォームをされることによって若い人たちが買いやすいという状況がまずできます。ただ、そのままほうっておくと、土地に家が建っていると古くなった家があるとこれがなかなか売れないのです。おもしろいことに、解体をした後だとすぐ、今度若い人たちがそこに家を建てるという状況があるのです。つまり今古い家をそのまんまにしておくと、一戸建て2階建てぐらいでもう百何十万解体費用がかかるそうで、つまりそういう状況にしていると住宅がなかなか動かなかったり、若い人たちがまた新たに家を建てようという気持ちが市内で起こってこないという悪い状況が起こるわけです。私は、そういう点からしていくと、今回のこの条例を期間延長する上でぜひとも検討してもらいたかったのは、その解体費用の一部助成ということ、これはとても大きな状況になるのではないかなというふうに思っています。

それから、先ほどもお話しした中で解体費用、そのこと自体は全くそういうことであるのですが、もう一つ今回のこの条例の中には所得制限というのがかなり大事な部分で起こっているのです。それは、高齢者安心住まいの関係と、それから永く住まいる、一般的なリフォームをするという中で、世帯全体で総所得が550万以下、両方とも550万以下ということです。例えばおじいちゃん、おばあちゃんと若い世代と一緒に暮らしていたときに、やっぱりそろそろ住宅リフォームをしたいねというときに、2世帯合わせていたら大体550万ぐらいになってしまうのです。その方々には、この条例は適用にならないのです。やっぱりこういういい条例があると、市から何ぼかでも助成来るので、この機会にやってみようかという気にはなるのですけれども、ちょっと息子たちのこれだけあるぞと。おじいちゃん、おばあちゃん、年金だけれども、これもこれだけあるぞと。550万を超えてしまうと条例使えないなということがありまして、こういう点もぜひ見直しの中で

検討して行ってほしかったなというふうに思うのですけれども、今回は残念ながら期間延長ということが大きなことだったと思うのです。市長も先ほど一ノ瀬議員のお話に応じて、財政に強くて地元企業のことをとても考えているのだけれどもというようなお話があったのですが、でもやっぱりまちが活性化して、古い空き家がずっとそのまんま置かれるのではなくて、幾らかでもそこに新しい世代が家を建ててくれるというような政策もとても私は大事だと思いますので、そういう意味ではうちのまちは、先ほどの話でもありましたようにこういう政策、条例は、よその全国的にもかなり早い段階でできました。その後、近隣市町でもいろいろ同じような政策をつくってきているのです。仮に岩見沢市とか深川市だったかな、美唄でしたか、やっぱり解体費用のごく一部ですけれども、こういう条例の中で助成をするというような制度もつくってきています。リフォームの最後の形というのは、やっぱり解体だと思えますし、解体すれば土地が売れやすくなるということになるならば、やはりそういうことも一つの中で入れて行ってほしかったなというふうに思うのですけれども、その辺の検討というのは一切今回はされてこなかったのかどうかという点をお伺いをいたします。

地元企業が100%受注した場合、この条件で受注した場合ということで私はお伺いしたのですけれども、600万ほど上乗せになるということでしたけれども、この金額が財政に強い市長にとってみれば、大きな金額でとても100%というわけにはいかなかったということで今回のこの流れになるのではないかとというふうに思うのですけれども、正直申し上げて今回の地元企業への優遇策というのはとても中途半端で、それほど相乗効果が生まれにくいのではないかなというふうに考えています。今条例をいろいろ読んでいてもすごくわかりづらい条例になっていまして、一体前とどれだけ違うのだというふうなことが私自身もかなり読み込んで、どうなるのだろうというふうに思いました。一般市民の方々は、ほとんどわからないのではないかなというぐらいなかなか難しい条例になっているのですけれども、簡単に言えばどれほど市外と市内で差が出たかということなのですけれども、高齢者等の安心住まいでは上限額が2万円、それから工事費が3分の2だったのが4分の3ということになりました。若干上がりました。永く住まいの関係では、一般のリフォームに関しては、これまでの上限が20万円だったのが今回地元がやったら30万円の上乗せ。工事費の今までは10%が15%になったということです。住宅の新築あるいは中古住宅の購入に関しては、これまで3%だったものが4%、1%ふえたのです。上限額も70万円が20万円ふえて90万円になった。私は、何で中途半端かなといいますと、このぐらいの金額だと市外の大手は簡単に値引きをしてくるだろうと。つまりそう大した地元企業にとってはメリットではないのではないかな。ないより、ゼロよりはいいのですけれども、もうちょっと頑張っただけでよかったのではないかなというふうに思います。例えば深川市だと、この最後の新築住宅を建てる、建設するというような同じような制度があるのですけれども、深川市で住宅の持ち家促進助成制度というのがありまして、

一般的だと助成額は30万円以内なのです。ただし、市内業者がやった場合はこれに70万円を加算するのです。つまり市内業者が建てた場合は、お客さんが頼んだ場合は100万円というふうに大きく地元と市外との差をつけています。やっぱりせめてこのぐらい思い切ったことを、市長が地元企業の促進を、そして公共事業が減ってきて、この建設業界頑張ってもらわなければいけないのだという気持ちがおありになるならば、もう少しめり張りのつけた今回の改正があってもよかったのではないかなというふうに思うことです。

先ほど利用件数あるいは市内、市外企業の受注件数についての答弁がありました。利用件数、利用実績についてはかなり細かく年度別でお話しいただきました。メモしましたけれども、正確ではないので、それはそれとして、特に市内、市外企業の受注件数についてなのですが、この5年間全体的に見ると今の数字があらわれてくると思うのですが、先ほど言ったとおり世の中本当に変わってきてしまって、公共事業は国も道も極端に減らしてきていますよね。先ほども言った東日本の大震災があって大変な公共事業が生まれるだろうと。大震災特需が生まれるだろうという話ですけれども、これはやっぱり国としても東北近辺の企業さんを優先するのが当たり前。では、道内にとってその特需はどれだけ影響するかといえば、ほとんどないでしょう。それ以上に市内にとってみればマイナスこそあれ、先ほど市長がおっしゃったように交付税はこれから減るかもしれない。新しいこれからの公共事業が余らないというような中で、やはりこのリフォームとか建築とかというのは、いろんな業種の人たちがかかわります。就業人口も今1,200ほどやっぱりあるのです。ここに奥さん、子供含めていったら、やっぱり3,000人、4,000人という影響が出てくる大きな建設業界です。

先ほどの市内、市外の関係に戻りますけれども、この7月27日に社会経済の報告であった直近の平成22年度のこのすながわハートフル住まいるの推進事業の中身を私ここに持っています。これは、委員会で報告されたもので公のものなのですが、まず新築件数に関しては、平成22年度は27件ありました。市内業者が建てたのは11件、市外業者は16件です。市内業者の受注率は40.7%です。半分を大きく下回っています。永く住まいる住宅改修、これは一般のリフォームの関係ですけれども、先ほどの数字、結構いい数字になっていましたけれども、昨年は26件あって、市内業者が16件、そして市外業者が何と10件、このリフォームに関してもとってきているのです。それから、高齢者の関係にしても、今までというのはこの高齢者の関係より大きな金額になっていませんでしたから、ほとんど市内業者さんが通っていたのですけれども、昨年はどうかといいますと、全体で7件ですけれども、市内業者4件の市外3件とっているのです。どんどん市外業者に攻められているのです。今、合計、全体でどのぐらい去年はなってくるかというところ、53.1%、約半分が市外にとられているのです、市長。この厳しい状況の中で、私たちの税金を助成金に使っているこの制度で、何で市外にこんなにとっていかれなければならないのですか、というふうに私は思うのです。私は、ぜひ今回のこの改正の

中で市内業者限定というふうにしてほしかったなと思っているのですけれども、これ私質問しようと思ったので、それぞれのこの周辺のまちの同じような助成制度を調べました。

まず、岩見沢市です。安心住まいづくり助成金という制度があります。住宅改修とか中古住宅の購入、改修と解体工事ですね。これは、市内に本社のある法人及び個人に限っています。深川市、まちなか居住等推進事業助成制度、これは住宅バリアフリーとか住宅耐震、同じリフォームの関係です。市内に本社または支店のある法人または個人に限定します。滝川市、お隣です。住宅改修補助制度、こちらも耐震改修やバリアフリーや耐久性、断熱、やっぱりリフォームの関係ですけれども、市内の建設業法の許可を受けた業者に限定しています。美唄市、住宅改修促進助成事業、同じような工事の内容です。市内に本社及び支店等がある法人または個人に限定します。赤平市、安心住宅助成事業制度、こちらも同じリフォーム工事や何かです。ただ、先ほどの制度の見直しの中でどうしてこれは入れなかったのかということ、ちょっと言い忘れたのですけれども、赤平市は太陽光発電システム設置工事というのも入れています。たしか美唄市も入れていると思います。ぜひ見直してほしかったのは、この辺も見直してほしかったなという点なのですけれども、赤平市、先ほどの制度は市内に事業所があり、建設業の許可のある業者または個人に限定をしています。最後に芦別市です。これで近隣の全部の市を今言っていますけれども、芦別市は住宅リフォーム助成事業というのがあります。中身は同じような工事の内容です。施工業者は、限定しているのは市内に本、支店を有する法人、個人の施工業者に限ると限定しています。こうやって見ると、大きな市から小さな市まで周りは全部、この改修に関して言えば市内に本社があるか支店があるか、つまり地元企業に限定をしているのです。何でうちのまちだけ市外の業者が入ってくるほど、そして半分近くまでとられるほど市外の皆さんに優遇をしなければならないのでしょうか。何で市内の企業を優遇して悪いのでしょうか。限ってどうして悪いのでしょうか。地元のうちの市内の業者が市外に頑張って営業に行ったら、みんなよそのまちでは市内に限定してしまっているのです。競争できないではないですか。それなのに、市内だけ、うちの砂川市だけは門戸を開いて、さあ皆さん、どんどん来てください、こんなやり方直してもいいのではないですか。僕らは、そういうふうに地元企業をやっぱり頑張ってもらうような施策をとっていかなければいけないのではないのでしょうか。そして、一生懸命働いてもらって、税金を納めてもらって、それがまさにこの砂川市内でやりくりをやっていくということの一番の大きな意味合いではないかというふうに思っているのですけれども、なぜ今回砂川市はこの住宅改修に関して、よそのまちと同じように市内企業に限定ができなかったのでしょうか。市長は、なぜ市内企業に限定しようというふうにしなかったのでしょうか。これを2回目の質問として終わらせていただきます。

○議長 東 英男君 黒議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長 金田芳一君 4点ほど質問をいただきました。順次お答えをしていきたいと思えます。

順番違いますけれども、初めに市内業者、なぜ限定にしなかったのかという質問でございますけれども、第6期総合計画の中でまちづくりの指標、将来人口の項目があります。その中で総合計画の目標年度末の人口推計が1万6,816人ありますが、将来人口の目標を32年度末で1万7,000人としております。砂川市がこの目標に向かってさまざまな政策を行い、達成することになってございます。その一つとして、このハートフル住まいる助成事業があります。今住宅の新築件数が減少傾向にあります、少なくなってくるとはいえ、住宅を建てる人はいますけれども、その人に住みたくなるまちづくりをすることによって砂川市を選んでもらう。また、現在砂川に住んでいる人たちが長く住み続けたくなるまちづくりをすることが必要と考えております。そこには施工業者が地元企業か市外業者か問わず、住む人に助成をする、こういった考えでございます。さらに、市長の政策で助成率などの上乘せをすることによって地元企業の受注の拡大を図るものであります。こういったことから、地元企業に限定をしない理由でございます。

続きまして、解体費用の一部の助成とか太陽光発電の助成の関係でございますけれども、初めに解体住宅の関係につきましては、これはハートフル住まいるの推進事業は高齢化に対応する改修、住宅の耐久性向上を目的とする改修でございます。良質な住宅ストック形成、まちなかの居住の誘導と促進を目的とした建設的な部分を担う事業でありますので、老朽住宅の除却は安心、安全な住環境整備であることから、この条例には導入していないものでございます。でも、この老朽住宅の解体費用の助成につきましては、安心、安全な住宅整備のこういうふうなことを行うのに重要な制度と考えておりますので、新たな制度として創設の協議を進めているところでございます。

続きまして、太陽光の関係でございますけれども、これはハートフル住まいる推進事業は住宅改修、新築等について高齢化対応、耐久性の向上による良質な住宅ストックの形成、まちなか居住、定住促進を目的とした制度でございます。これに対して太陽光の発電につきましては、地球温暖化対策を目的とした環境の対策を対象としておりますので、この条例と趣旨が異なることから導入は考えていないものでございます。

続きまして、所得制限550万円以下という見直しの質問でございますけれども、このハートフル住まいるの事業は定住促進とまちなか居住の誘導、良質な住宅ストックの形成を図るため行ってまいりましたが、原則として自分で努力してもらう。所得に応じてみ

ずからが行える方はみずからで行っていくことを基本と考えております。その上で、経済的な要因を持つ方に対しては助成制度を活用していただくという考えで所得制限を定めております。それで、550万円という根拠でございますけれども、この所得制限につきましては、厚生労働省による国民生活基礎調査による全国の1世帯当たりの平均所得額約550万円を根拠としております。これですと、共稼ぎ世帯等々の世帯総収入がどんなに多くても勘案されることとなります。平均所得額はさまざまな世帯の事情が含まれている中の平均であるため、広く利用されるものと考えてございます。

4点目、最後になりますけれども、まちなか住まいの助成限度額の上乗せと、アップというふうなご質問でございますけれども、この3条例の均衡を図りながらこの制度は地元企業を選ぶ動機になる助成率を検討してございます。その中でまちなか住まいの助成の件でございますけれども、この助成は地域経済の活性化とまちなか居住の推進を目的としていることから、まちなか居住区域に適用している助成率であります1%上乗せが妥当ではないかと考えているところでございます。新築住宅の平均的な建設費用は2,000万円で、1%上乗せに相当する額は20万円となりますが、持ち家を取得しようとする20代から30代男性の1カ月分の平均給与所得額に相当すること。また、新築に伴うさまざまな諸経費の充当可能な額であることから、現行以上に負担軽減が図れることとなることから、十分動機づけに関しても期待ができるものと考えてございます。助成額が多額であれば、その分動機づけの効果が高まると考えておりますけれども、景気低迷がいまだに続き、賃金水準の低下していることを考慮した場合、1%、20万円の価値は非常に高いものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 驚いているのですけれども、本当につまらない議会になりました。今までだったら必ず市長答弁ですよ。今の答弁で何を言いたい。私の質疑に対して何を言いたかったのですか。ふざけるのではないよという話です。

今、市長のおかげでうちの前の道路工事をやっています。きのうは、マイナス10度Cでした。そんな中でも従業員の人たちは朝の7時半からみんな作業しています。大変だと思うわ。建設業界ってそんなものなのでしょう。そこに向かって、今どうしようかと私は質疑しているのです。それを細かい数字でどうして今この2回目の答弁になるのですか、市長。

事業所の企業統計調査というのが私の手元にあります。平成16年から、今私の直近のデータで平成21年なのですがけれども、平成16年では建設業の従業員は1,430人いました。ところが、直近の平成21年では建設業の従業員が1,272人に減っています。仕事がないから減っているのです。父さんが働けなくなったら母さんも子供たちもよそに仕事しに行かなければならなくなるのです。企業誘致が難しく、なかなか新しい人口増

加策が生まれない今のこの砂川で、何とか今の人口をこれ以上減らさないための施策が私たち議員にも市長にも今必要なのではないのでしょうか。そういう意味で、この建設業というのは、さっきも言いましたけれども、いろいろな業種がかかわっていろんな仕事が生まれてくる一番大きな事業としてあってもいいのではないかということです。

前回は18年のときに、まだ私は会派ありましたが、みんなで相談をして、やっぱり地元企業に限定するようにと修正案を出そうという話になりました。ところが、交付金の関係で地元限定することはできないということがあって、それで私たちは修正案を出すのをやめました。今回は、それがいいはずなんです。地元限定にしてもいいのです。前回の交付金と今回は変わっているからですよ。だから、わずかな上乗せでも地元と差をつけるために今回の条例改正をしたのだと思うのですけれども、なぜ地元限定にできないのでしょうか。よそのまち、みんなしているのです。よそのまちに競争に、営業に行きたくても、うちの業者さんたち行けないのです。それなのに、砂川市はどうぞいらっしゃいなのですか。

市長、私の言うことをどう思われているのですか。私には、もうこれで質問終わりです。市長が言い終わって、それで終わってしまうのです。普通だったら、もう一回質疑のチャンスを与えるのが市長というものです。今の2回目の答弁だったら、僕の質疑に何も答えていません。政策的な私は質疑をしたつもりです。しかし、事務的な答弁で2回を終わらされてしまいました。残念ですけれども、私には今立ってここでしゃべっていることしかできないので、終わるしかないのですけれども、市長できれば、まだこれ3月……3月議会でもう一回提案しても間に合いますから、もう一回3月に、今回ちょっとやっぱり足りないところあったり、市長が選挙公約でも言われていたように地元企業を一生懸命守っていくと言われていたと思うので、そのためには3月でも間に合いますから、一回これ下げてもらえませんか。下げてもらえないのなら何とか頑張って、私は少なくとも地元企業が限定でできるような条例を自分なりに考えてみたいと思っていますけれども、何かしゃべる気力もなくなって、残念ですけれども、3回目の質疑はこれで終わります。

○議長 東 英男君 ちょっと小黒議員にお願いというのか注意というのか、今の質問の中におかれて、ふざけるのではないよとかという暴言吐いたのですけれども、その件ちょっと注意させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 3回目に答えるのはおかしいというような話でございます。ここで小黒議員と私はけんかするつもりはございませんけれども、2回目の質問聞いていますと、どう見ても解体の一部助成だとかいろんな細かい質問がされていると。それに対して建設部長は逐一答えなければならぬと。もっと大きくくりなところで質問されると私も出やすいのですけれども、中身の話になると、それは建設部……私がすべてを細かく把握しているわけではありません。

それで、私は一ノ瀬議員のときにも申し上げました。今公共事業の額が落ちている。落ちている要因はどこか。大きくは国、道、それでしたら、しからば中小企業対策として砂川市は一体何をやっているのだ。私は、この条例一本で皆さん方に理解してくれと言うつもりはございません。例えば公共事業、財政難で近隣の市町村落としています。今直近の数字でいくと、22年度の部分しか出ていないのですけれども、他市町村の名前を出すのはちょっとはばかれるのですけれども、この近隣の中では人口、予算規模からいくと、砂川はトップクラスに属するくらいの公共事業を確保している。それが私は一番の中小企業対策だというふうに思っています。これさえもできない市町村が今多くなってきている。でも、最低限直接工事が受注できる地元における建設業、土木業、これの事業費を確保するのが一番の中小企業対策なのです。ただ、建設業が公営住宅はもう終わりを迎えてきている。うちは、公営住宅の割合が多い。なかなか今後そんなに公営住宅の建設を見込むことは難しい。そうしたら、改修の方法を何とか棟数ふやしてでも、1年1棟20年という計算をしていましたけれども、私は3棟ずつやって建設業が参入できるようにしよう。機械設備も入れるようにしましょう。でも、それでも足りない部分があるから地元の、これは定住政策としてやったものです。市町村に国境はございません。いい条件のところに来るでしょう。私は、そのトータルの中で定住政策としてこの住宅マスタープランをつくって、それが本来の姿であります。でも、それでは地元の中小企業は浮かばれない。だから、何とか今の財政状況でも公共事業を確保しているのだけれども、こっちにも上乘せしてやりましょうと。だから、小黑さんはこの条例だけで勝負してほかと比較をしたがる。でも、私はそうではないと。いろんな政策をあわせた中で公共事業を判断していただきたい。だから、耐震もあるでしょう。うちは、学校は全部終わったと。残っているのは、体育館なり海洋センター、それも住民の命を守るために率先して先にやらなければならない。この事業費だって、これから大きく出てくるのです。そんなに補助金はございません。まだまだ商店街の活性化もやらなければならない、高齢者対策もやらないとならない。その総体の中でこれだけ砂川市は頑張っただけの公共事業を確保して、それ以外にここでも定住政策だけでも、私はこれを地元のために何とかもう少し地元からとれるようにしたいと、こういう趣旨でございますから、できればこの条例一本だけで他市と比較してどうのこうのと言われたので、原課のほうはその中身は一部解体については違うところで使っていて、この条例のところやるものではないと、それは考えているそうです。そこも一緒にして言われるから原課のほうは細かく答えたわけで、市長にもし答弁を求めるのなら、そういうことではなくトータルの中で言うだけであれば、私はあのとき手を挙げて出ようと思いましたが、休憩入りしましたので、そういうことで小黑議員に理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号から第5号まで及び第7号の一括総括質疑を終わります。
続いて、議案第6号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第1号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております7議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時19分